

第 30 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 12 月 23 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、神田主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 8 番 森脇豊仁、9 番 小川一也
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 使用貸借の解約について
報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 5 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 30 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、8 番委員、9 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 6 報告第 5 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 11 番の 1 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
位置図は 5 頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「使用貸借の解約について」でございます。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案 7 頁、8 頁をご覧ください。
番号が 7 番の 1 件でございます。
7 番については、備考欄にありますように農地の贈与に伴う解約となっております。
- 続きまして議案 10 頁をご覧ください。
報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。
議案 11 頁、12 頁をご覧ください。
番号が 21 番の 1 件の申請がありました。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 15 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 3 号で意見した更新による 1 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 5 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出がありましたので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名しましたので報告します。

1 番について、吉本会長、寺崎委員及び相澤委員、2 番について吉本会長、佐々木委員、相澤委員の指名を専決処分しましたので、報告します。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 19 頁、20 頁をご覧ください。

番号が 45 番から 52 番までの 8 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、45 番から 52 番まで全て合意解約成立日と同日で引渡しとなってい

議長
委員
議長
議長

主幹

るので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 この案件については議事参与を受ける案件になりますので、46番、47番から審議したいと思います。

13番委員 私の案件ですので退席します。

議長 46番、47番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

2つの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、46番、47番について認めると決定しました。

13番委員 着席

議長 続きまして53番の案件について審議します。

5番委員 私の案件ですので退席します。

議長 53番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

53番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、53番について認めると決定しました。

5番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案22頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の所有権移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は23頁、24頁で、番号が15番の1件の許可申請がありました。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏

名、経営地、契約の種類、住宅からの距離につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は 25 頁、26 頁に載せてありますのでご確認願います。

15 番については、後継者に使用貸借していた農地を贈与する案件であり、取得する農地には水稻を作付けする計画になっています。

15 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 27 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 28 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 29 頁から 32 頁をご覧ください。

番号が 8 番から 15 番の 8 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、33 頁から 40 頁に載せてありますのでご確認願います。

この案件の 8 番、9 番につきましては、13 番委員が、15 番につきましては、5 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 補足説明をお願いします。

8 番、9 番です。

10 番委員 8 番について、12 月 14 日から 17 日まで、あっせん回数 3 回です。

9 番について、12 月 14 日から 17 日まで、あっせん回数 3 回です。

議長 10 番です。

10 番委員 10 番について、12 月 14 日から 17 日まで、あっせん回数 3 回です。
議長 11 番です。
10 番委員 11 番について、12 月 14 日から 17 日まで、あっせん回数 3 回です。
議長 12 番です。
10 番委員 12 番について、12 月 14 日から 17 日まで、あっせん回数 3 回です。
議長 13 番です。
13 番について、12 月 17 日から 18 日まであっせん回数 4 回で、認定農業者の更新による手続きに時間がかかったため、この期間でのあっせんとなっています。

14 番です。
本日あっせんを行い、あっせん回数 4 回で、反当 160,000 円で成立しています。

15 番です。
あっせん回数 4 回で、総額 2,790,000 円で成立しています。

議長 議事参与の案件がありますので、まず 8 番、9 番について審議したいと思います。

13 番委員 私の案件ですので、退席します。
議長 それでは、8 番、9 番の案件について審議いたします。
質疑ございませんか。
委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
8 番、9 番について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは 8 番、9 番については、認めると決定しました
13 番委員 着席
議長 続いて、15 番の案件について審議したいと思います。

5 番委員 私か関係する案件ですので、退席します。
議長 それでは、15 番の案件について審議いたします。
質疑ございませんか。
委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
15 番について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは 15 番については、認めると決定しました
5 番委員 着席
議長 それでは、残りの案件について審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
残りの案件について、認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認
めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第4号「土地の現況証明書の交付について」
を議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案50頁をご覧ください。
議案第4号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証
明書交付の可否について、審議を求めるものです。
議案51頁、52頁をご覧ください。
番号が11番、12番の2件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏
名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
位置図は53頁、54頁、現地調査票は55頁から57頁に載せてあります
ので、ご確認ください。
また、本日配布しました緑の付箋に11番の現地写真、12番の航空写真
もありますので、併せて、ご確認ください。
報告第5号で報告したとおり現地確認委員を指名し、11番については、
12月11日に、12番については、12月12日に航空写真、現地写真で調査
を行いました。
調査について、現地確認委員から報告をお願いします。

6番委員 はい、11番の案件について、12月11日、吉本会長、相澤委員、私と事
務局で調査を行いました。
農地以外として願出のあった土地は、昭和54年頃から現地写真のとおり
宅地と一体として利用してきた経緯があります。
1049番50については、現地写真のとおり、田として利用しています。
農地以外として願出のあった土地は、宅地と一体的に利用していた年数
が相当経過していることを踏まえ、農地以外であると判断しました。
報告は以上です。

5番委員 はい、12番の案件について、12月12日、吉本会長、相澤委員、私と事
務局で調査を行いました。
705番8、705番29は、住宅があった頃から宅地と一体として利用して
おり、705番30は、納屋が建てられた昭和55年頃から宅地として利用し
てきた経緯があります。
他4筆の願出のあった土地は、田として利用しています。
農地以外として願出のあった土地は、宅地として利用していた年数が相

当経過していることを踏まえ、農地以外と判断しました。

報告は以上です。

議長 はい、議案第4号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「土地の現況証明書の交付について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹 議案58頁をご覧ください。

「次回の定例会について」ですが、1月27日月曜日、午後4時30分からでよろしいでしょうか。

議長 1月27日月曜日でよろしいでしょうか。

委員 問題なし。

主幹 第31回定例会は、1月27日月曜日、午後4時30分から定例会でよろしくをお願いします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の農地移動適正化あっせん申出状況について石塚から説明します。

主事 本日配布しました青の付箋をご覧ください。

前回の定例会から2件申出の追加があり、全部で35件となっています。追加になった2件分のあっせん委員を決めていただきたいと思います。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 無しの声。

議長 34番が5番委員、9番委員、35番が6番委員、11番委員、私でお願います。

主幹 (事務連絡)

議長 それでは、以上をもって第30回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。